

中野剣道連盟（長野県剣道連盟中野支部）規約

第1条 本連盟の名称は、中野剣道連盟（長野県剣道連盟中野支部）と称する。（以下「連盟」という）

（旧）本連盟の名称は中野市剣道連盟と称する（以下連盟）

第2条 連盟の入会資格は、中野市、山ノ内町、野沢温泉村に在住または在職する者とし、所定の手続きを経て入会する。但し高等学校以下の児童生徒は入会できない。

ほか、理事会で認めたものは、この限りでない。

第3条 連盟は、剣道の奨励、発展及び会員相互の親睦融和を図ることを目的とする。

第4条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1) 大会の開催、各種大会への参加
- 2) 剣道に関する研究及び指導
- 3) 剣道指導者の養成、講習会の開設
- 4) その他、本会の目的達成に必要な事項

第5条 連盟に下記の役員を置く。

- 1) 顧問 若干名
- 2) 会長 1名
- 3) 副会長 2名
- 4) 理事長 1名（必要により副理事長を設ける）
- 5) 理事 若干名（正副理事長1名含む）
- 6) 監事 2名
- 7) 事務局 1名（必要により副事務局を設ける）
- 8) 会計 1名（必要により副会計を設ける）

第6条 顧問は、会長の推薦により総会の承認を得て若干名をおくことができる。

顧問は、連盟の最高諮問機関とする。（顧問は中野市、山ノ内町、野沢温泉村在住者に限らない）

第7条 会長及び副会長は、総会において選出する。

- 1) 会長は、連盟を統括代表し、理事会の議長となる。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

第8条 理事、監事は総会において会員の推薦により会長が委嘱する。

第9条 正副理事長は理事会の互選により委嘱し、事業の計画、運営事務等の処理をする。

第10条 監事は会計監査の任をつかさどる。

第11条 事務局は連盟の事務一般と、経理の出納責任者の任をつかさどる。

第12条 会計は連盟の会計、出納事務いっさいの処理をする。

第13条 総会は連盟の最高審議機関とする。

- 1) 総会開催の時は議長及び副議長各1名をおき、議事運営をつかさどる。
- 2) 議長及び副議長は会員の互選とする。
- 3) 総会における書記は議長が任命する。
- 4) 会員は書面をもって議決権を委任した場合、出席とみなす。

第14条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

第15条 連盟内各市町村の体協の剣道部門における理事及び代議員並びに指導員は、総会において推

薦された者がこの任にあたる。

第16条 役員に欠員を生じたときは、補欠選出する。任期は前任者の残任期とする。

第17条 連盟における会議は総会及び理事会の2種とし会長が招集する。

1) 定期総会は年1回開く。

2) 理事会が必要と認めたととき又は、会員の3分の1以上の者より要請のあるときは、臨時総会を開かなければならない。

3) 理事会は必要の都度開催する。

第18条 総会附議事項は次のとおりである。

1) 業計画及び予算の議決、事業報告及び決算の承認

2) 役員の承認又は決定

3) 規約の改定及び増補

4) その他の必要事項

第19条 総会における議事は会員の2分の1以上が出席し、その過半数の賛成により決定する。可否同数の場合は議長の決するところとする。

第20条 連盟の会計は、下記の収入をもってあてるものとする。

1) 会費

2) 補助金及び寄附金

3) その他

第21条 連盟の会員は、会費を納入するものとする。

第22条 連盟の事業年度は4月1日から翌年3月末日までとする。

第23条 本規約は、総会において過半数の賛成があれば改定できる。

第24条 本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

細 則

第1条 学校、その他より指導の要請のあった場合は、会長は理事会に諮り極力要請に応えることとする。

第2条 連盟の名誉を著しく傷つけた者は除名することがある。

第3条 会員の年会費は別途定める。

附 則

1、本規約は、昭和42年9月7日より施行する。

2、 " 平成3年4月1日改定

3、 " 平成14年2月20日改定(副会長増員1名 2名)

4、 " 平成22年5月9日改定(山ノ内町、野沢温泉村との統一に伴う改定)